

「活力あふれる水と緑とやすらぎのまち 神出」パートナーシップ協定書

西区神出町は、緑豊かな雌岡山や美しい田園風景が広がる農村地域であり、雌岡山から眺めた田園風景は「神戸らしい眺望景観10選」にも選出されております。この原風景は、神出町だけではなく神戸市の宝であり、地域と行政が一体となって守り育てていかななくてはなりません。

現在、田園地帯を南北に縦断する形で国道175号神出バイパスの整備が進められております。本路線の供用開始は神出町に大きな影響を与えるものであり、神出町自治協議会はまち・里づくり部会を立ち上げ、地域の将来像について検討を始めました。まず、地域の現状を認識するため、美しい原風景写真展やアンケート調査を実施し、神出の良いところや課題を抽出しました。美しい農村景観や昔ながらの伝統文化が継承されているなどよい面がある一方、失われつつある原風景、少子高齢化、農業の衰退などの地域課題が浮き彫りになりました。

神出町の多くの皆さまがまちづくりに興味をもてるよう、和合成池の草刈りやお茶山ハイキングルートの探索、歳時記の発行など目に見える活動を行いながら、将来像の検討を進めました。その結果「元気でにぎわいのある水と緑のまち・里づくり」、「美しい原風景を守り育てるまち・里づくり」、「安全・安心・快適なまち・里づくり」を将来像の目標として決めました。

神出町には、将来像の検討を進めてきた神出町自治協議会をはじめ、西消防団神出支団、神出かたこ会連絡協議会、神出地区民生・児童委員協議会など、多数の地域団体が存在し、それぞれの連携した活動によりこれまで神出町は発展してまいりました。将来像の実現に向けては、これらの地域団体で構成している神出ふれあいのまちづくり協議会が主体となり、地域全体で取り組む必要があります。

神出ふれあいのまちづくり協議会(以下「地域」という。)と神戸市(以下「市」という。)がともに地域課題の解決に協力して取り組む関係を深め、協働と参画のまちづくりを推進するため、神出町と市は、神戸市民による地域活動の推進に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、パートナーシップ協定(以下「協定」という。)を締結します。

(目的)

第1条 地域と市は、相互の立場を尊重しながら、歴史、文化、景観などの魅力を守り育て神出地域に暮らすことの誇りや自負を持ち続けられるために、神出地域が抱える様々な課題の解決に向けて、「活力あふれる水と緑とやすらぎのまち 神出」の実現を目指し具体的な「まち・里づくり活動」に協働で取り組むとともに、地域が主体的に、持続・継続的に活動していくための体制づくりや地域力向上をめざします。

(対象区域)

第2条 この協定の対象とする区域は、神戸市西区神出町とします。

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定発効の日から平成26年3月31日までとします。

(まち・里づくりの目標)

第4条 地域と市は、次に掲げる目標を共通に認識し、相互の協力と役割分担のもと、実現と維持をめざします。

- (1) 元気でにぎわいのある水と緑のまち・里づくり
- (2) 美しい原風景を守り育てるまち・里づくり
- (3) 安全・安心・快適なまち・里づくり

(地域の役割)

第5条 地域は、地区の住民、地域組織及び事業者等の連携をさらに進め、具体的な「まち・里づくり活動」に取り組んでいきます。

2 地域は、きめ細やかな情報発信やまち・里づくりへの参加のきっかけ作りを行い、活動の輪を広げるとともに、人材の発掘・育成に取り組めます。

(市の役割)

第6条 市の関係区局は、地域の主体性や自律性を尊重しながら、具体的な「まち・里づくり活動」の進捗に応じ、双方協議の上、次の各号に規定する必要な支援を行うものとします。

- (1) 西区は、地域の総合的な窓口となり、地域活動に対する助言及び適切な支援を行うものとします。
- (2) 産業振興局は、農業や里づくりなどに関し、助言及び適切な支援を行うものとします。
- (3) 市民参画推進局は、西区、産業振興局とともに、神戸市関係区局の総合的な調整及び条例に規定する支援などを適宜行っていくものとします。
- (4) その他市の部局等は、具体的な「まち・里づくり活動」について、その所管事項に関し助言及び適切な支援を行うものとします。

(協定の性格)

第7条 この協定は、第1条の目的を達成するための基本的、包括的な協定であり、個別的、具体的な協働の方法、内容については、別途定めるものとします。

(実施計画の策定)

第8条 地域は、市の協力と協議のもと、第1条に定める目的を達成するための実施計画(別表)を策定するものとします。

(相互の連絡調整)

第9条 地域と市は、相互の連絡調整、意見交換及び協議の場を適宜設けることとします。

(協定の解除)

第10条 地域が協定の有効期間中に協定の解除を申し出たとき、協定に規定する役割を果たせなくなったとき、またはその他事故があったときは、市は協定を解除することができるものとします。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、細目その他の事項については、地域と市が協議して別に定めるとともに、疑義などが生じた場合は、その都度、地域と市は誠意をもって協議していくものとしします。

以上、協定の証として本書2通を作成し、地域と市が相互に署名のうえ、各自1通を所持することとしします。

附 則 この協定は、協定締結の日から発効するものとしします。

平成23年3月26日

地域 神戸市西区神出町田井34-2
神出ふれあいのまちづくり協議会
代表者 委員長 西馬 紀雄

市 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

【別表第一】神出地域パートナーシップ協定 実施計画（パートナーシップ協定第8条）（案）

まち・里づくりの目標	まち・里づくりのイメージ	具体的な取り組み・活動	専門部会
<p>元気でにぎわいのある 水と緑のまち・里づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神出地域の水と緑は、農地であったりため池であったり、私たちの生活の基盤となるものです。 ・ その水と緑が豊かで、美しく、そして関わる人たちが元気になるまち・里づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神出「桜」ネットワークの整備 ・ 神出水辺コンサートと「神出楽団」の育成 ・ 休耕田活用花畑プロジェクト等 ・ 直売所ネットワーク連携イベント等 ・ ため池周辺の環境整備と活用 	<p>にぎわい創出 部会</p>
<p>美しい原風景を守り育てる まち・里づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑あざやかな里山、のどかに広がる田園、豊かな歴史や伝統・伝承行事は、神出地域に暮らす私たちにとってかけがえのない「美しい原風景」です。 ・ この原風景をいつまでも守り育てていくためのまち・里づくりをすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お茶山～雌岡山ハイキングルートの整備と活用 ・ 土地利用計画の策定ゾーニングとルール ・ 土地利用に関する“地域連絡会議の設立” 	<p>原風景保全・育成 部会</p>
<p>安全・安心・快適な まち・里づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神出地域は三木市、稲美町と隣接し、多くの交通が通過します。 ・ 地域で安全・安心、そして快適に暮らすために、交通環境、生活環境の安全性、快適性を高めるまち・里づくりをすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道・市道 - ゴミゼロ作戦 ・ 地域の安全点検活動 ・ 日常生活利便の向上方策の検討 	<p>安全・安心推進 部会</p>

神出地域における 神戸市長とのパートナーシップ協定 骨子

●現状と課題

- 平成20年3月より、神出バイパスの整備促進をきっかけに、神出町自治協議会で神出町の将来像について勉強会を重ねて、神出地域の現在の姿を再確認してきました。
- 歴史、文化、景観などの魅力を守り育て、神出地域に暮らすことの誇りや自負を持ち続けられるために、神出地域のまち・里づくりの取り組みが必要な現状と課題を下表のように整理しました。

分野	現状と課題
人口・世帯数	<ul style="list-style-type: none"> 人口全体は、少しずつ減少しながら少子高齢化が進んでいるが、元気な高齢者が多い。 30代～40代の子育て世代が増えてきている地区もある。 神出の魅力を発信し、神出に住む誇りを育てると共に、交流人口を増やすことで活力を創出することも大切である。
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> 休耕田・耕作放棄地が増え、原風景をつくる農地景観が失われつつある。拠点施設だけでなく神出全体の景観を魅力的にすることが大切である。 神出バイパス沿いの景観は、神出を訪れる人に対して顔となる重要な景観・環境ゾーンである。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿い、山林部分に、農用地以外の土地利用が混在している。 神出地域の原風景が失われつつあるとともに、神出地域全体のイメージへの影響が懸念される。 神出地域の活力を創出する土地利用の適切な配置が必要である
農業・産業	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不足の問題が大きく、とりわけ兼業農家の衰退が著しい。 仕事として魅力を感じる農業、新たな就農者の受け入れ、地域内の新たな就労場所の確保など、農業・産業を総合的に育成する必要がある。
日常生活環境	<ul style="list-style-type: none"> だれもが安全・安心に、快適に暮らすことができる日常生活環境づくりが必要である。 徒歩や自転車での移動が多い交通弱者（子どもや高齢者）にとって、地域内の交通安全上の不安は大きい。自家用車を利用しなければ、日常の買物にも不便な状況にある。 子どもや高齢者をはじめ、安心して暮らせる防犯への意識や対策も必要である。

●今後の取り組み

- 現状と課題を踏まえ、「**活力あふれる水と緑とやすらぎのまち 神出**」をキャッチフレーズとして当面3カ年に具体的に取り組む「まち・里づくり活動」として、下図に示す**3つの目標**を掲げました。
- それぞれの目標に対して、これまでの活動成果も含めた具体的な「まち・里づくり活動」を展開していきます。
- 同時並行で様々な活動を進めていくために、担当する**専門部会**を設け、地域の諸団体の参画・協力を検討しています。

